

## ○ 奈良県がん予防対策推進委員会規則【抜粋】

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

当委員会の委員長につきましては、奈良県がん予防対策推進委員会規則第五条で、委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定めることが規定されているため、書面開催により委員長の選出を行うにあたっては、事務局より次のとおり委員長候補の提案をいたします。

## 奈良県がん予防対策推進委員会 委員長選任（案）

| 役職  | 委員名      | 組織・役職    |
|-----|----------|----------|
| 委員長 | 山田 全啓 委員 | 中和保健所 所長 |